



2026年8月12日

各 位

会社名 株式会社アイドママーケティングコミュニケーション
代表者名 代 表 取 締 役 蛭 谷 貴
(コード番号：9466 東証スタンダード)
問合せ先 常 務 取 締 役 経 営 管 理 部 長 中 川 強
(TEL. 076-439-7880)

当社子会社の取締役に対する譲渡制限付株式報酬の交付に関するお知らせ

当社は、2026年8月12日開催の取締役会において、当社子会社の取締役（以下、「対象取締役」という。）1名に対し、譲渡制限付株式報酬を交付することを決議いたしました。また、当社の100%子会社である株式会社ナラティブテクノロジーズ（以下「ナラティブテクノロジーズ」という。）は、本日開催の臨時株主総会および取締役会において、取締役報酬として譲渡制限付株式報酬債権の付与を行うことについて決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 目的

当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に当社の譲渡制限付株式を割当てするものです。

ナラティブテクノロジーズは、本日開催の臨時株主総会および取締役会において、譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である対象取締役に對し、当社の譲渡制限付株式報酬債権を付与することを決議いたしました。

2. 概要

(1) 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

ナラティブテクノロジーズは、対象取締役に對し、譲渡制限付株式に関する報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役は現物出資財産として、当該金銭報酬債権の全部を当社に払込みます。これに際し、当社の普通株式を新株式の発行（以下「本発行」という。）により、譲渡制限付株式として対象取締役に割当てする（以下「本割当株式」という。）こととなります。

対象取締役に對して譲渡制限付株式の割当のために支給する金銭報酬債権の具体的な支給額は、30,000千円以内とします。

本発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2026年8月10日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値とします。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

なお、上記金銭債権報酬は、対象取締役が上記の現物出資に同意していること及び下記（3）に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結していることを条件として支給します。

(2) 本割当株式の総数

本割当株式の総数は、133,928株以内とします。但し、本日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（株式無償割当を含む。）、株式併合その他これらに準じた、割当てする本割当株式の総数の調整を必要とする場合には、当該効力発生日以降、当該本割当株式の総数を、分割比率・併合比率等に応じて合理的な範囲で調整するものとします。

(3) 譲渡制限付株式割当契約

本割当株式として発行する当社普通株式の割当に当たっては、当社と対象取締役との間で本割当契約を締結するものいたします。本割当契約の主な内容は以下の通りです。

① 譲渡制限の内容

対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員（以下「役職員等」という。）のいずれの地位からも退任又は退職（以下「退任等」という。）する日（当該退任等をする日が、払込期日の属する事業年度に係る当社の有価証券報告書（本払込期日が事業年度開始後6か月以内の日である場合は当該事業年度に係る当社の半期報告書）が提出される日前である場合には当該提出される日）までの間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本割当株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない（以下「本譲渡制限」という。）。

② 譲渡制限の解除

払込期日の直前の当社子会社（本決議の時ににおいて、対象取締役が所属する当社の子会社に限る。以下「所属子会社」という。）の定時株主総会の日（払込期日が所属子会社の設立年度である場合には、設立日から2年を経過する日を含む事業年度に係る所属子会社の定時株主総会の日までの期間（以下「役務提供期間」という。）中、継続して、当社又は当社の子会社の役職員等のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間の満了をもって本譲渡制限を解除するものとする。

また、上記に関わらず、対象取締役が役務提供期間中に、当社が正当と認める理由により、当社及び当社子会社の役職員等のいずれの地位からも退任等をする場合には、役務提供期間を考慮して本譲渡制限を解除する。

③ 本割当株式の無償取得

本譲渡制限期間中に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当した場合、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

- ・対象取締役が拘禁以上の刑に処せられた場合
- ・対象取締役について破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合
- ・対象取締役が差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- ・対象取締役が当社が正当と認める理由によらず当社及び当社の子会社の役職員等のいずれの地位からも退任等をする事が確定した場合
- ・対象取締役が当社の事業と競業する業務に従事する場合（ただし、当社の書面による事前の承諾を得た場合を除く。）
- ・対象取締役が法令、当社の内部規程又は本契約に重要な点で違反したと当社の取締役会が認めた場合
- ・その他本割当株式の全部について、当社が無償で取得することが相当であると当社の取締役会が決定した場合

④ 組織再編等における取扱い

①の制限の内容にかかわらず、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が株主総会（但し、当該組織再編等につき当社の株主総会による承認を要しない場合は取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本譲渡制限の解除その他必要な事項について合理的な調整を行うものとする。

なお、本割当株式は、本譲渡制限期間中に第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、当該期間中は、対象取締役が証券会社に開設する専用口座で管理される予定です。

以上